

令和6年第13回教育委員会会議事録

1 開催日時

令和6年11月26日(火) 午後3時00分～午後4時7分

2 開催場所

幕別町教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	笹原 敏文
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	岩谷 史人
	委員	東 みどり
	委員	國安 環
事務局	教育部長	白坂 博司
	学校教育課長	酒井 貴範
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	守屋 敦史
	図書館長	岩岡 夢貴
	総務係長	小野 敦
	学校教育係長	甲谷 英司
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	喜多 敦
	学校教育推進員	橋本 靖宏

4 議 事

報告第14号 第6期幕別町総合計画3カ年実施計画について
議案第57号 令和6年度幕別町一般会計補正予算の要求について
議案第58号 幕別町いじめ防止基本方針の改定について

5 議事概要 次のとおり

笹原教育長 ただ今から、第13回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2番東委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第12回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、第12回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告であります。本日の事務報告はありませんので、次に議件に入ります。

日程第5、報告第14号、「第6期幕別町総合計画3カ年実施計画について」、日程第6、議案第57号、「令和6年度幕別町一般会計補正予算の要求について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第4号、教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項のため、秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

笹原教育長 秘密会を解きます。

次に、日程第7、議案第58号、「幕別町いじめ防止基本方針の改定について」、説明を求めます。

学校教育課長(酒井 貴範) 議案第58号「幕別町いじめ防止基本方針の改定について」ご説明申し上げます。議案書は、3ページ及び議案第58号説明資料1になります。

まず、はじめに「幕別町いじめ防止基本方針」の趣旨を説明いたしますので、議案第58号説明資料1をご覧ください。1枚めくっていただき、左のページ、基本方針の「はじめに」の段落3つ目に記載していますが、国は、いじめの防止等のための対策を総合的にかつ効果的に推進することを目的に、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」を制定し、その後「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。また、北海道においても平成26年4月に条例を施行するとともに、「北海道いじめ基本方針」を策定したことなどを踏まえ、本町においても、平成26年10月に「幕別町いじめ防止基本方針」を策定しております。

その後、平成30年8月には、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改定や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定、北海道の「いじめ防止基本方針」の改定を踏まえ、基本的な部分を見直すため、改定を行ってまいりました。

今回は、昨年3月に道の「いじめ防止基本方針」、本年8月に国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が、社会情勢の変化やこれまでの調査結果に基づき改定されたことから、町の基本方針についても、これらのことを踏まえて見直し、改定を行うものであります。

議案書の3ページをご覧ください。黒丸の1つ目に改定概要を記載しております。

主な改定内容として、4点あります。

まず、1点目は「被害児童生徒」を「対象児童生徒」に、「加害児童生徒」を「関係児童生徒」になど、国のガイドライン、道の基本方針にならって、文言を整理したものであります。

2点目は、いじめの早期発見における意識についてであります。いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの、いじめ見逃しゼロという意識で、いじめの積極的な認知を行うとともに、国や北海道が開設するオンラインでの悩み相談窓口の活用について、追記・改定したものであります。

3点目は、社会情勢の変化への対応であります。LGBTに対応した性的マイノリティの文言や、家庭の貧困やそれ以外の困難な背景を持つ児童生徒を含めた表現として、「多様な背景を持つ児童生徒」に改定しています。また、インターネット上のいじめに対応するための情報モラル教育、コミュニケーション機会の不足を解消するための学校でのコミュニケーション能力の育成、そして、性犯罪・性暴力の防止における「生命(いのち)の安全教育」の推進を追記しています。

議案書の4ページになります。4点目として、重大事態への対処であります。国のガイドラインにならい、重大事態が発生した場合は、町長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、教育委員会と十分に意思疎通を図り、一体となって取り組むこと、また平時からの備えとして、学校、教育委員会における体制についてを追記しています。

それでは、見直しました内容につきまして、詳しくご説明いたします。配付の議案第58号、説明資料2をご覧ください。

こちらは、幕別町いじめ防止対策基本方針新旧対照表になります。左側が改定前、右側が改定後となり、下線で表示されている箇所が改定する部分になります。「はじめに」と書かれた部分につきましては、今回の改定経過を加えております。

次のページをお開きください。大項目1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項の3 いじめの理解のうち、(4)については、先ほど改正概要の3点目にありましたとおり、社会情勢の変化への対応として、「性的マイノリティや多様な背景を持つ児童生徒」に置き換えております。

次に、4 いじめの解消についてです。(1)の文中にある「加害児童生徒」は「いじめを行った児童生徒」に置き換え、いじめ解消の判断をする際に、「スクールソーシャルワーカー」も活用するよう文言を加えております。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方の(2)いじめの早期発見については、先ほど改正概要の2点目にありましたとおり、いじめの早期発見における意識として、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という意識を持つことで、いじめの見逃しを無くすことを追記、また、次のページのイでは、いじめを積極的に「認知」という姿勢を持つ必要性を追記しております。

(3) いじめへの対処については、近年増加しているインターネット上のいじめに対応するため、情報モラル教育の推進について記載しております。

大項目2 いじめの防止等のために町が実施する主な施策の、項目2 教育委員会が取り組む主な施策(1)いじめの防止についてご説明いたします。

エの中にある、「いじめ問題に関する学校としての認識や対応についての点検表」内の文言整理をしております。説明資料3をご覧ください。

こちらは、本方針策定以前から町独自に使用している点検表です。こちらの下から2番目の項目内で「加害児童生徒」としているところを「いじめを行った児童生徒」に文言を置き換えております。

説明資料2の3ページにお戻りください。クにおいては、児童生徒間でもSNSでの交流が増え、リアルな場面で人と接する機会が減少し、少子化や地域社会の希薄化などでよりコミュニケーション機会が失われていることから、学校でのコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実させることを追記しています。

次のページのケでは、様々な情報に触れる機会がある中で、新たに「性暴力」の防止について、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう、学校において、「生命の安全教育」を推進することを記載しております。

大項目3 いじめの防止等のために学校が実施すべき主な施策についてご説明いたします。

項目2 学校におけるいじめの防止等に関する取組、(1)いじめの防止のエと、(2)いじめを早期に発見するための具体的取組のイでは、教育相談先として、「まっく・ざ・まっく」の「子どもカウンセラー」を追加しております。

また、オとして、国が開設している「子供のSOSの相談窓口」、道が開設している「おなやみポスト」のオンラインでの相談機関を周知すると追記しています。

「おなやみポスト」については、子どもたちが日常、学校生活で使用するクロムブックからすぐにアクセスできるようなアイコンを10月に設置したところであります。

6ページをご覧ください。大項目4 重大事態への対処についてです。

項目1 重大事態の基本的な考え方に新たに追加した(3)については、改定概要の4点目にありましたとおり、重大事態が発生した際に、学校と教育委員会が緊密に連携をし、直ちに一体となって対応できるように新に追加した項目であります。

なお、総合教育会議の設置目的の一つとして、「児童、生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」について協議することが明記されています。

2 重大事態の定義についてですが、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改定において、「早期発見」が強く求められています。そのため、元々（１）と（２）で定義していた内容の「疑い」の段階で重大事態と言うのであるという部分を強調するため、（３）を新設しております。

7 ページになります。項目 3 についてですが、新たにいじめ重大事態に対する平時からの備えについて追記しています。いじめの重大化を防ぐために、学校と教育委員会は、いじめが発生した場合にどのように連携するのかということを平時から理解しておくことで、いじめ防止や早期発見、早期対応をするという内容となっております。

項目 5 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置ですが、「調査」を「再調査」と言い換えております。国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」においては、調査結果を受けた町長による再度の調査を「再調査」としているものであり、ガイドラインに合わせた文言整理をしたものであります。

以上が改定の内容であります。

議案書 4 ページをご覧ください。基本方針の改定に向けてのスケジュールを記載しています。この改定案につきましては、去る 11 月 7 日に開催した幕別町いじめ防止対策推進委員会 で説明し、ご意見を伺ったところでありますが、原案を変更する部分はなかったところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

笹原教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

岩谷委員 いじめ重大事態の発生について、学校にも対策委員会があり、教育委員会の附属機関としていじめ防止対策推進委員会、調査委員会、さらに町長の呼びかけにより総合教育会議がありますが、重大事態として認定するのは誰がするのか、そして速やかに動ける体制を誰がとるのか、説明をお願いします。そして、各学校にある委員会、教育委員会にある委員会、総合教育会議の関係性、どこが主導権を握っているのか、各委員会の役割等もう少し伺いたいです。

学校教育課長（酒井 貴範） いじめの認知についてですが、学校現場において「子どもたちが嫌な思いをした」ということをいじめとして認知しております。その後、該当する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときに重大事態として認定しております。

岩谷委員 それをどこで認定するのですか。児童生徒が属する学校長が認定するのか、報告を受けた教育委員会が認定するのでしょうか。

学校教育課長（酒井 貴範） 学校が把握したらすぐに教育委員会に報告することになっておりますので、状況を確認しながら認知していくこととなります。

笹原教育長 基本的には学校になります。重大事態の定義については法律で定められていて、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、こうした規定に該当しているという判断を学校がして、足りなければ教育委員会、町長という段階になります。

教育部長（白坂 博司） 重大事態については学校が把握しやすい部分があるので一時的には学校の方でというのが一番最初になると思います。

笹原教育長 他に質疑はありませんか。

岩谷委員 新旧対照表の 3、いじめの理解、（４）の「性的マイノリティや多様な背景を持つ」という表記についてですが、この「多様な背景」には発達障害のある児童生徒、金銭的事情のある児童生徒、外国人の児童生徒も含まれると思いますが、総合的に判断すると、「多様な背景」という表記が曖昧な感じがします。はっきりと、「発達障害のある児童生徒」、「金銭的事情のある児童生徒」、「外国人の児童生徒」というように分けて記載した方がいいの

か、そうすると範囲が狭まってくるので曖昧な表記の方が良いのか、という気持ちがありますので他の委員さんの意見も伺いたいです。

東委員 「多様な背景を持つ」という一言に収まったことに理解はしつつも、この一言で発達障害のお子さんや外国人のお子さんのことが含まれているものと伝わるのか、理解してもらえるのか心配ではあります。

学校教育課長（酒井 貴範） 本基本方針の改定におきましては、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定及び北海道の「北海道いじめ防止基本方針」の改定を踏まえたものとさせていただいております。

学校教育係長（甲谷 英司） 本基本方針の改定前に発達障害のある児童生徒や外国人の児童生徒等の記載がありますが、これらは多様で複雑化しております。そういった背景もありまして、国の方も一律に表記できないということで、多様な背景という表現になったと感じております。それをもって、町も国に準じて同じ流れとして改定したと解釈しております。

岩谷委員 追加の意見ですが、それでは「性的マイノリティ」も多様な背景に含めるべきではないでしょうか。それだけを分けると、そこに差別が生じているのではないかと思います。

笹原教育長 配慮という意味合いが込められているのだと思います。

学校教育係長（甲谷 英司） 国や道のガイドラインの解釈という部分を細かく見た中で、「多様な背景」という話があったと思います。多様を認めて互いを支え合う学校生活、社会になっていると思います。その中の具体的な列挙として、国と道が示しているのが性的マイノリティというのが一つ（LGBT）と、多様な背景をもつ児童生徒、これは、発達障害や精神疾患、健康面に課題をもつ児童生徒、そして支援を要する家庭状況、これは、経済的困難や外国人などの中にもう一つ、各災害等により被災した児童生徒に繋がるものになっていて限定列挙というよりも国と道の例示がこういう表現になっているのでそれに合わせて表記しています。

岩谷委員 国と道の基本方針の中には多様性の中の一例ではなく性的マイノリティが出ているのですか？

学校教育係長（甲谷 英司） 出ております。

教育部長（白坂 博司） 議案書の3ページをご覧ください。（3）社会情勢の変化への対応の、二つ目のポツにある「多様な背景を持つ児童生徒」という表現について、改定前は特性に特化したことを言っていますが、様々な特性の児童生徒だけでなく、家庭の貧困やそれ以外の困難な背景を持つ児童生徒を含めるため、「多様な背景を持つ児童生徒」という改定になっています。それだけではなく、参考例の一つとして性的マイノリティを出したと思います。

岩谷委員 多様な背景という表現については理解できましたが、性的マイノリティに特化した表現が気になります。

教育部長（白坂 博司） 国と道に合わせた表現となっております。

岩谷委員 基本方針の中で、多様な背景の中の一例として出てきて、条例の中では多様な背景と表現するのが一番良いと思います。性的マイノリティだけを出しているのがどうしても気になります。

笹原教育長 意思表示をする子もいるので制服の選択も含め、配慮と言えるのだと思います。

國安委員 「性的マイノリティや多様な背景を持つ児童生徒」というのを入れ替えると良いと思います。性的マイノリティが冒頭に来ってしまうとインパクトが強いので、「多様な背景を持つ児童生徒や性的マイノリティ、各災害等により被災した児童生徒」と続けた方が少し柔らかくなるのではないかと思います。

岩谷委員 「性的マイノリティや」ではなく「性的マイノリティなど」にするのも良いと思います。

笹原教育長 こちらの方で改めて精査していきたいと思います。

他に質疑はありませんか。

（ありません）

笹原教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第58号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

笹原教育長 異議なしと認め、議案第58号は原案のとおり可決しました。

笹原教育長 議案については以上となりますが、この他、皆さんからなにかございましたら。

(ありません。)

笹原教育長 それでは、以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第13回教育委員会会議を閉じます。